

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて

平成24～25年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療制度に加入されている方にお支払いただく保険料は、2年ごとに見直されることになっています。平成24年度からの新しい保険料率は次のとおりです。

加入している方全員が負担する均等割額は47,709円、前年の所得に応じて負担する所得割額を算出する所得割率は10.61%となりました。

均等割額
(皆さんが等しく負担)
47,709円
(～23年度 44,192円)

所得割率
(所得に応じて負担)
10.61%
(～23年度 10.28%)

賦課限度額
(年間保険料の上限額)
55万円
(～23年度 50万円)

均等割額には、低所得者などに対する軽減措置があります。
また、所得割は年金収入の場合、年額153万円以下の方の負担はありません。

保険料の負担はどれくらい変わるの？

保険料率が変わることにより、どれくらい負担が増えるのでしょうか。下の表でおおよその額を確認してみてください。

● 単身世帯

| 年金収入 | 0～80万円 | 153万円 | 168万円 | 180万円 | 211万円 | 250万円 |
|--------|--------|--------|---------|---------|---------|----------|
| 24年度から | 4,700円 | 7,100円 | 15,100円 | 52,400円 | 78,400円 | 150,600円 |
| 23年度まで | 4,400円 | 6,600円 | 14,300円 | 49,200円 | 74,000円 | 143,900円 |

● 夫婦世帯(ともに75歳以上で妻の年金80万円以下(所得0円)として計算した2人分の保険料)

| 年金収入 | 0～80万円 | 153万円 | 168万円 | 180万円 | 211万円 | 250万円 |
|--------|--------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 24年度から | 9,400円 | 14,200円 | 22,200円 | 61,900円 | 107,000円 | 198,300円 |
| 23年度まで | 8,800円 | 13,200円 | 20,900円 | 57,900円 | 100,400円 | 188,000円 |

国民健康保険の保険証を更新します

一部世帯を除き、各世帯に簡易書留郵便で保険証を発送しますので、受け取りの際に受領印を押していただくだけで手続きは終了します。(発送は4月20日ころを予定しています)

▶ 窓口交付対象者

- ① 特別証交付対象者／学生の方などで弟子屈町に住居票がない方。在学(園)証明書が必要です。
- ② 短期証交付対象者／国民健康保険税を滞納している方。窓口相談の上、期間を定めて交付します。

※国民健康保険税の賦課に関係しますので、まだ所得の申告がお済みでない方は、速やかに申告手続きを済ませてください。

問い合わせ先／役場保健福祉課医療保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

平成24年4月診療分から

小学生の通院医療費を助成します

町では、子育て家庭を応援する新たな医療費助成を始めます。

助成は小学生のお子さんがある保護者の方が対象で、お子さんの医療費の一部を町内限定で使用できる商品券で還元するものです。申請の受け付け開始は6～8月ころを予定していますが、4月診療分の医療費から対象となりますので、領収書はなくさず大切に保管しておいてください。

詳しい内容は次のとおりです。

▶ 対象者

弟子屈町内に住所があり、小学1～6年生までのお子さんがある保護者の方。
※重度心身障害者医療助成やひとり親家庭等医療助成など、他の医療費助成制度を受けている方は対象となりません。

▶ 対象となる医療費

平成24年4月以降の通院にかかった医療費。(入院にかかった医療費は対象となりません)

▶ 助成の内容

医療費の自己負担分(3割)のうち、総医療費の2割分を1円=1ポイントとして、ポイントを付与します。500ポイントごとに町内商店で使用できる商品券と交換できます。

例えば、総医療費1万円の場合、病院での自己負担額は3,000円(3割)となります。この場合、総医療費の2割となる2,000円分がポイントとなり、500円商品券4枚と交換可能です。

▶ 申請に必要なもの

- 領収書(原本)／医療機関などが発行する診療点数の記されたもの(レシート不可)
- 印鑑

申請の受付開始時期は正式に決まり次第、あらためてお知らせします。

問い合わせ先／役場保健福祉課医療保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



地域づくりを応援!!

平成24年度地域づくり活動支援事業

補助金交付希望団体を募集します

地域の自主性と自立性を尊重し、町や地域にとって有効で、公益性が見込まれる事業に対し、補助することを目的とする「弟子屈町地域づくり活動支援事業補助金交付規則」に基づき、補助金交付希望団体の募集を行います。

【補助対象者】

町内において、地域づくり活動を継続的に推進する自治会およびコミュニティ団体など(会社法に定められている会社および営利団体を除く)

【補助金額】

補助対象経費の2/3以内(ただし、1事業につき10万円が限度です)

【補助対象事業】

- ① 公益性が認められる事業
- ② 地域の活性化につながる事業など
(独立採算の事業・国、道もしくは町から別の補助金の交付を受けようとする事業は、対象となりません)

【補助対象例】

地域のイベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催など

【募集期間】

随時(ただし、予算がなくなり次第終了します)

地域づくり活動支援事業補助金の利用状況(平成23年度実績)

| 実施団体 | 実施事業 | 事業内容および効果 |
|-----------------------|-------------------|---|
| 川湯温泉矢音祭実行委員会 | YAON Festival 矢音祭 | ダーツ大会やバンド演奏などのイベント開催により、地域住民と観光客の交流と地域振興の促進、宿泊などによる観光業への波及効果が図られた。 |
| 藻琴山／屈斜路湖トレイルラン大会実行委員会 | 藻琴山／屈斜路湖トレイルラン大会 | コースとなる町内の藻琴山林道、屈斜路湖畔林道の整備と、トレイルラン大会開催による地域活性化が図られた。 |
| ユースフルネットワークてしかが | ノーマイカー通勤デー花火大会 | 商工会青年部主催のノーマイカー通勤デービアガーデンに合わせて花火を打ち上げ、イベントに華を添えるとともに、本町の賑わいの創出・まちなかの活性化を促し、町内外へ本町をPRした。 |

問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)